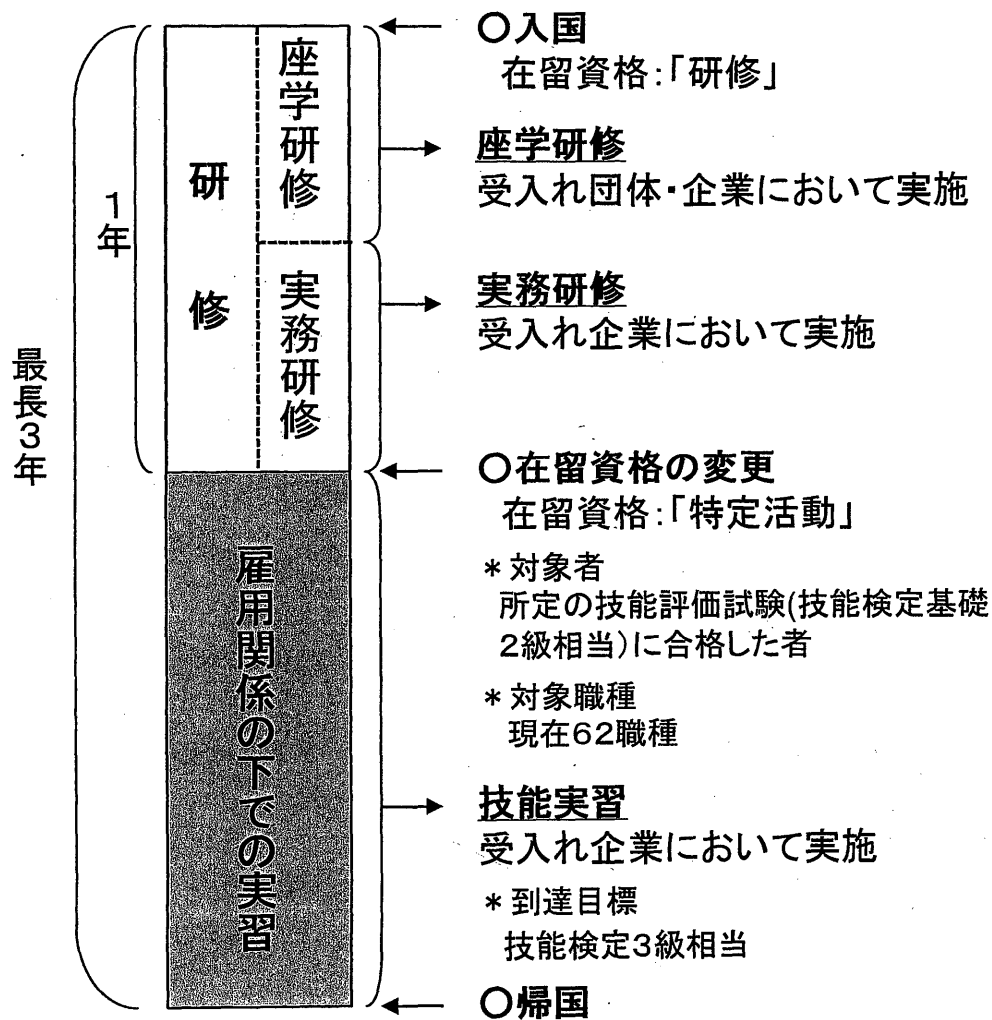


研修・技能実習制度の仕組み

発展途上国の「人づくり」に一層協力するため、新たな技能移転の仕組みとして平成5年に創設。



研修

○研修生の要件

- ・18歳以上
- ・修了後母国で習得した技能を活かせる業務に就く予定のある者
- ・母国での技能の習得が困難
- * 家族呼び寄せは不可

○受入人数枠

- ・原則受入企業の常勤職員の5%
- ・団体監理型は人数枠の緩和

○受入機関の要件

- ・過去3年間に外国人の研修に係る不正行為がないこと

○受入機関の責務

- ・研修計画の作成・履行
- ・研修指導員、生活指導員の配置
- ・不適正な行為の排除
- ・(団体監理型のみ) 第1次受入機関の受入企業に対する指導監督

技能実習

○技能実習生の要件

- ・技能実習を実施できる職種について研修を修了した者
- ・在留状況が良好な者
- ・雇用契約に基づき、さらに技能を習得しようとする者

○実習実施機関の責務

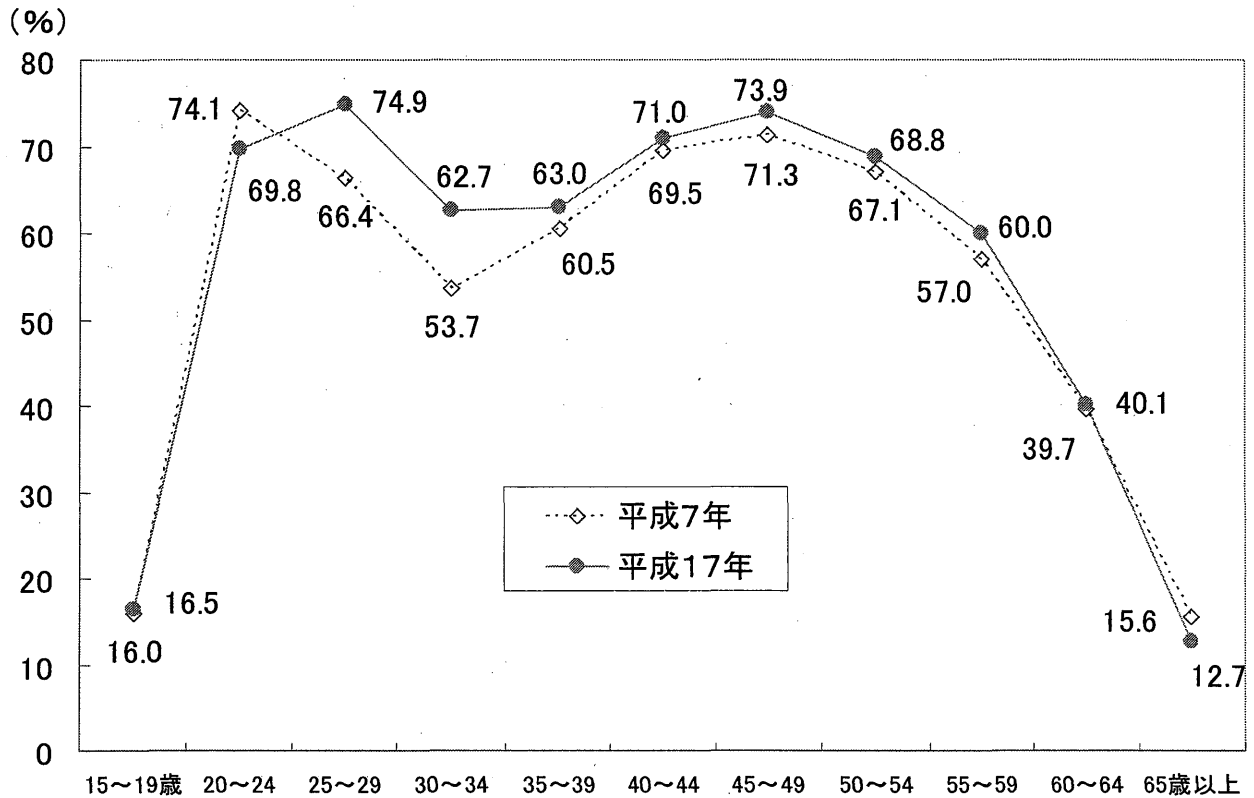
- ・技能実習生に対する労働関係法令等の遵守

○研修から技能実習への移行評価

- ・研修成果の評価(技能検定基礎2級相当以上の技能の習得)
- ・在留状況の評価
- ・技能実習計画の評価

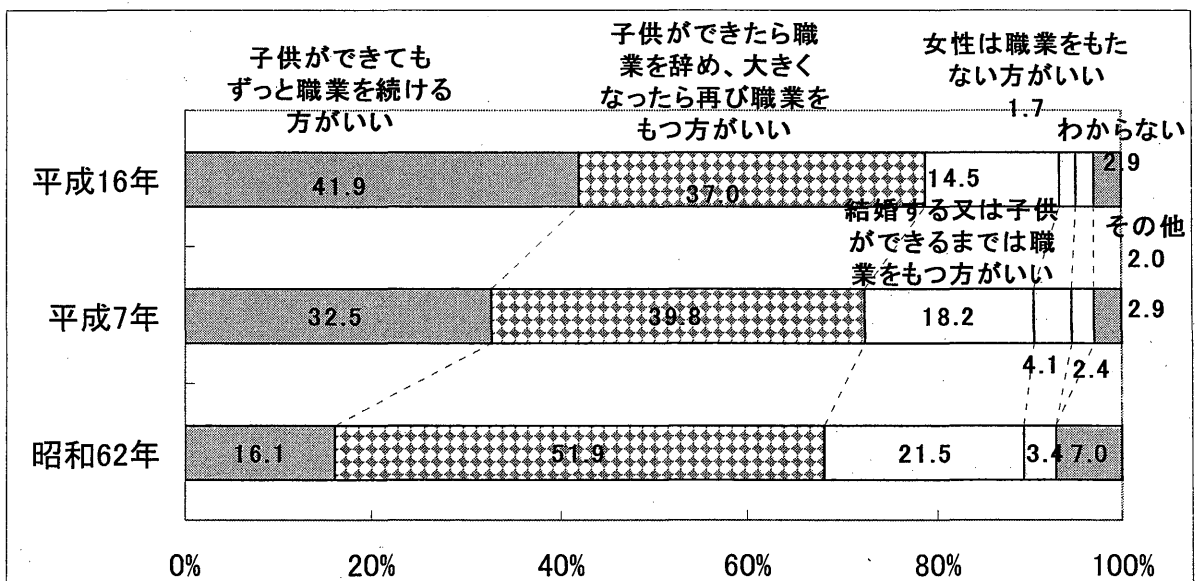
女性雇用の現状について

女性の年齢階級別労働力率



(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」

女性の就業に関する意識の推移



資料出所: 平成16年は内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」

平成7年は総理府「男女共同参画に関する世論調査」

昭和62年は総理府「女性に関する世論調査」